

令和2年

第27回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年5月27日(水)

伊勢原市農業委員会

第27回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月27日（水） 午前10時15分～

2 開催場所 伊勢原市立図書館2階AVホール

3 委員在任定数 10名

| | |
|---------|----------|
| 1 大木 克美 | 6 廣木 孝幸 |
| 2 越地 進 | 7 木村 勇 |
| 3 杉本 和彦 | 8 萩原 隆雄 |
| 4 横山 正博 | 9 鈴木 雅之 |
| 5 岸田 文雄 | 10 黒田 義夫 |

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 廣木 孝幸
木村 勇

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者

小瀬村 正宣（事務局長）
青木 優
松本 拓也
岸 好夫

9 傍聴者 0名

10 審議内容 （開会 午前10時15分）

[事務局長] 時間になりましたので、第27回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、おりません。出席委員は10名で定足数に達しておりますので、第27回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、お願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第27回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、6番・廣木 孝幸 委員と7番・木村 勇 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告3件、議案4件の計7件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が3件ありました。この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、令和元年7月30日。市内沼目5丁目にお住まいの方が、沼目6丁目の農地1筆、面積823㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年4月13日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成28年1月1日。市内日向にお住まいの方が、日向字洗水の農地3筆、同字原田の農地1筆、同字下藤野の農地3筆、同字西洪田の農地2筆、合計9筆、面積8,062㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年4月16日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成28年1月1日。市内日向にお住まいの方が、日向字北新田の農地2筆、面積2,402㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年4月16日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が3件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 特に、よろしいですか。

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。報告第2号は、市街化区域内の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出です。

今回、比々多地区で1件、1筆、面積434㎡の届出がございました。内容は、集合住宅が1件になります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が1件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。報告第3号は、市街化区域内の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出で

す。

今回、比々多地区で1件、1筆、面積555㎡のうち63㎡の届出がございました。図面番号は1番になります。内容は、水道管の入れ替え工事に伴う資機材置場として、4月24日から8月24日の間、一時転用するものです。権利の種類は、賃借権の設定です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の一時転用の届出が1件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。

[議 長] それでは、議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で2件、大田地区で1件の申請があり、前回からの継続審議案件で伊勢原地区で1件の申請があります。

はじめに、議案第1号の1、図面番号は2番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、西富岡字経西原の農地1筆、面積は2,030㎡です。譲渡人は市内西富岡にお住まいの方で、譲受人は伊勢原市です。今回、3月の第25回総会でも上程した同様案件で、伊勢原市緑化推進事業に係る野菜や花卉等の栽培に使用するため申請します。賃貸借期間は、令和2年6月1日～令和5年3月31日までです。農地の取得について、申請書類の審査に於ける許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項第2号に該当しますが、同項ただし書きによる農地法施行令第2条第1項口号に該当するため問題はありません。令和2年5月12日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は野菜等が作付けされ適正に耕耘管理されておりました。

次に、議案第1号の2、図面番号は3番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、上粕屋字鳥居崎の農地2筆、面積は1,030㎡です。譲渡人は、市内上粕屋にお住まいの方で、譲受人は譲渡人の息子さんです。今回、経営移譲のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は6,500㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており、農地取得に支障はありません。5月12日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の3、図面番号は4番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、小稲葉字細町の農地3筆、面積は1,043㎡です。譲渡人は、市内小稲葉にお住まいの方で、譲受人も小稲葉にお住まいの方です。今回、経営規模の拡大のため申請します。譲受人世帯の経営農地面積は20,221㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。5月13日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の4、図面番号は5番です。あわせて、公図をご覧ください。譲渡

人は市内下糟屋にお住まいの方で、譲受人は厚木市にお住まいの方で会社役員をしています。今年1月に利用権の設定を受けて田・畑を借りていますが、経営規模拡大のため畑を有償移転するための申請です。譲受人世帯の農地は伊勢原市内のみで、経営農地面積は3,476㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しますので農地取得に支障はありません。4月14日に、事務局2名と地区担当委員さん2名の合同で現地調査を行いました。経営農地は休耕状態でしたので、4月27日の総会までに効率的に農地を利用するように代理人に伝えましたところ、前回総会までに耕耘等するということでしたが、譲受人の方に十分に伝わっていなかったことと、天候等の事情で、議案発送後に地区農業委員さんに再調査をした時にも休耕状態のままです。そこで、継続審議ということになっておりまして、今回、再度、事務局で再々の調査をしましたところ、経営農地に関しましては営農計画に従って耕耘をしておりまして、それと、一昨日、地区担当委員さんから取得する池端の農地の草丈が高いという指摘を受けております。それについても、代理人を通じて所有者に伝えたと、昨日、昼の時点で確認したところ、取得農地についても除草して、その草を集めておりましたので、特に現地については問題が無いかと考えております。許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、特にございません。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第1号の1につきまして、「西富岡地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 5月24日に、推進委員さんと一緒に現地確認をしました。非常に、きれいに耕耘管理されておりまして、何ら問題無いと思いますので、よろしく申し上げます。

[議 長] 続きまして、議案第1号の2につきまして、私の担当でございますので、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

[地区担当委員] 先ほど事務局から説明がございましたとおり、農地として適正な管理がされてございまして、24日に地区担当役員が全員で現場を確認してまいりました。農地の作付けとしましては、トウモロコシが作付けされております。何ら問題は無いかと、判断をしてまいりました。よろしくお願いをしたいと思います。

[議 長] 続きまして、議案第1号の3につきまして、「小稲葉地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 対象の農地は、譲受人の畑の農道の向かい側ということで、譲渡人と譲受人は本家分家の関係で、今回所有権を、耕作している人に後継者がいないので、本家に話をしたところ本家に譲渡しをしたいということで、そういう関係で申請を出されたので問題無いと思っております。

[議 長] 続きまして、議案第1号の4につきまして、「池端地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の方からも時系列的に説明がありまして、そのとおり、私も26日に現地を確認して、草をきれいに刈られていたので、よろしく申し上げます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第1号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第1号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第1号の4について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 今、地区担当委員さんの話を聞いていて、少し不安になったことがございます。草刈りをしたという点については了解なのですが、農地を買った理由が、ただ農地を買うだけではなくて、耕作するのが最終目的という形なので、ただ植えたというだけでは、採決に

対しては賛成ですが、そういうことまで事務局の方で作らないと許可できないという、3年3作という話もあるので、それを確認して欲しいというのが、採決をする前に言いたかったのです。要するに、者を植えているのであれば、すぐ賛成できるのですが、草を刈っただけだと、まだ何も作っていない状態で賛成するのは、ちょっと疑問が残るなどというのがあったので、先に言ってですね、言うことを含めて確認をした上でないと、今後は申請しないでくださいという話にしていきたいということなんです。

[事務局] 今のお話の農地に対して、2つあると思うのです。現在、借りて経営している農地の部分と、今後、買う部分と、2つあるのですけど。今、委員さんが言われたのは、今度、買う部分だと思うのです。買うのは、これから、この方が買われますので、この方が土地利用をしていきます。当然、3条ですので、3年3作については申請時に伝えてございます。その中で、今、話として、今後出てくる話になってくるかと思うのですが、農業用の倉庫を、これは3年3作の対象では無いという話も出ています。そういったことを、取得農地について伝えておりますので、よろしく願いいたします。

[A委員] 確認が取れれば、いいです。

[議長] 他に、いかがですか。

[B委員] 今の、A委員の関連ですが、その土地の指導するときに、転用許可を取る3条申請をされた場合に、その指導するときに、この議案に出す前に、今回のように、ほとんどやっていないという状態で議案に出すということは、ちょっとおかしいのではないかと思います。それと、前に会長が言ってましたけども、是か否かという形で議案についてはやりたいというお話でしたので、この問題についても、やはりその時点で是か否かということで、できるかできないか。もし、担当の委員だけで判らない場合については、事務局では対応できないということであれば、「各委員さんに見てもらい、それで判断してもらおう」という方法と「担当地区の委員さんの意見を尊重します」というやり方があるのですが、これからは「どちらかにしていただきたい」というように思うのですが、その点どうでしょうか。

[事務局] 御意見、ありがとうございます。この方の経営農地ですが、冬場に借りて、その後に作付けが進んでいなかった訳でございます。いただきまし御意見につきましては、その方向で考えていきたいと思っております。その際には、皆さまに御迷惑をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

[議長] 基本的には、議案として申請があった場合については、事務局で十分に調査・調整した中で、議案とした要件を備えた中で提出する、私は、そのように理解をしています。審議の中で、委員さん、それぞれ考えがありますから、当然議論された中でまとまらない場合もあるかと思っております。ただ、委員会そのものは合議制でありますので、必ずしも100%賛成、それは多数決の世界に入ってきてしまうという形になります。ただ、皆さん心配されておりますように、委員会に瑕疵があって否決してしまったという場合については、若干問題がありますので、その辺のところは十分に考えた中で取り扱っていかねばならない。今のところ出てきている問題としては、どうも調整が上手くできていないといった中で、継続すれば、何とか対応できる内容になっております。正直に言って、今回の案件につきましても、継続して委員会で許可がもらえないといった形の中で指導していきますと、十分効果が出てきている状況が多い。普通でしたら、そういう話であってはいけない話であって、その場合に十分に指導をして委員会でも否決、或いは継続というような形にしない前に、そういう状態に指導しなくてはいけない、そのように私は思っています。

[A委員] それに付随してですが、私は継続審議にするつもりはありません。事務局にお願いは、3年3作の話をしたかどうか、相手に伝わってなければ意味が無いので、例えば3年3

作をしますというような誓約書を付けていただければ、購入者が了解していると、農地として買うことを了解していると、私たちが審査するときを確認したいのです。要するに、そうしたことが判っていて申請を出してきたのか、それが判らないと、先ほどの話になってしまいますが、作物も作らないのに売買だけを許可してもらったと。そうすると、後で事務局の負担も増えるので、できれば申請書の中に「こういうことで了解しました」ということを印鑑をもらって、確認書類を付けていただければ。私の方は、「ちゃんと作っている」、「購入後に作物を作るつもりです」ということをもらっておかないと、「約束が違うのでは」という話ができないのです。そのことを、言いたかっただけです。それに対して、今のところは草刈りだけになってしまうけど仕方ないのかな、という気はあるので。プラスで、そうした書類を1枚付けているだけで、気持ちが伝わるのです。

[事務局] 条件として、代理人が来たときに「3年3作はやっていただきます」と、条件的にも必要になってきますので。

[A委員] それを知っている人と。要するに、書類で「何月何日までに作ります」とか、「こういう作物を作ります」とか、予定表とかで印鑑をもらっておくだけで、私たちは判るわけですよ。

[C委員] 私事になるのですが、農地の隣で交換分合でやったときがあるのですが、その時には事務局の方から口頭で、「3年3作ですから、それだけは守ってください」ということで、口頭ですけど言われました。地域の方が分家を作りたいということがあった際に、その話の中で説明がありました。

[A委員] しっかりした際ならいいんですが、不安に思ったのは、草だけ刈っているから、まだ作物を作っていない状態で判断するのが不安だから、そうした書類が付いていれば安心して賛成できますということと言いたかっただけです。別に、3年3作のことが相手に伝わっているということがC委員の話から判るのですが、譲受人の印鑑をいただきたい、判っているということを私たちは知りたいただけです。話を直にしたわけではないので、私たちは判らないのです。それをお願いできないかなと、思っただけなのです。そういう意見なのです。別に、具体的にやるのは任せますので。

[事務局] 3条で買われるときに、その農地に対して営農計画を付けていただいたりですとか、3年3作については口頭で説明をしています。3年3作を経過していなければ、転用申請を受け付けることはできません。

[A委員] 3年間、何も作らなくても検証できないんですよ。そうすると、3年過ぎたら農地転用が可能になってしまう。最初からそれを目的に申請する人がいたとしたら、そういう書類を出すことによって歯止めをかけることができるかと思って言いました。それに変わる書類があれば問題無いのですが、転売目的とか何か少しでも少なくなって、農地がきちんと保全されれば良いなと思って発言しました。問題が無ければいいのですが、あったときに、ちゃんとやっているんだけどということで県に報告できる。「最初に申請されたときの計画どおりに作っていない」、「約束どおりのものができていない」と言えるものが欲しいと言っているだけなんです。

[事務局] 農地を農地として買われた人に対して、事務局の方も注意しますが、1年に1回の農地パトロールの際に御確認をいただければと思います。3年3作の書式等につきましては、近隣市町等に確認して検討したいと思います。

[D委員] 先ほど出ました問題があるような議案の提出についてですが、議長からは「合議制」と、会議ですから賛成・反対ということは当然のことですけれども、論議することは当然のこと

です。ところが、先ほど委員さんから御指摘があったのは、どう見ても申請者又は事務局判断において、違反しているんじゃないかと、議案として相応しくないんじゃないかというものを、事前に良くチェックして欲しいということを先ほど言われたと思います。それが今まで、そういうことが続いていますので、御指摘があったのかと思います。議長が言われましたとおり、A案かB案か、これは各委員の判断によって最終的には賛成・反対ということは当然の話ですけども。「誰が見ても違反だよ」というものを議案として出すべきではない、というのが私の意見です。これが不可抗力、何らかの事情によってそうなってしまったと、これはやむを得ないことなんです。事前に見てもらって、やむを得ないものは一次審査、事務局の判断において差し戻してもらって良いと思います。ダメなものを出してもダメなんです。それを履き違えないようにしてもらいたいです。

[議長] 私も、今の御意見には、全面的に賛成です。むしろ、そうでないといけない。議案に出す前に、そこまで調整をしないとイケない話であって、そういうものが未調整で出てくること事態、私も疑問に思います。これからは、そうしたことが無いように、事務局の方でチェックは十分にしていきたいと思います。

[D委員] もう一つは、事務局では窓口業務において論議したんだけど、どうしても、こうしたことで申請したい、その判断を総会において審議願いたいという趣旨だったら、事前にそういう付帯意見を付けた上ですするならまだしも、どうしてもダメなものを出すべきではないと思います。今後、気を付けていただきたいと思います。

[議長] 他に、よろしいですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の4については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の4については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第2号、生産緑地地区の取得のあっせんについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、生産緑地地区の取得のあっせんについて。図面番号は6番です。あわせて公図をご覧ください。対象の生産緑地は、桜台5丁目の9筆、面積は3,232㎡です。買取申出者は、市内桜台5丁目の方で、今年3月27日開催の第25回総会で承認いたしました「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」を発行している方です。この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求がございました。生産緑地法第13条により、市長から土地取得のあっせんの依頼がありました。詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課までお問合せをお願いいたします。各農業委員さんには、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合は、令和2年6月15日までに事務局まで御連絡をお願いいたします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[D 委員] この図面番号6番、位置図を見て、公図の形態と筆毎の審査をするにあたって、形状がだいぶ違うように見えるのですが。ピタッと合わないと思いますけども、山の中とかなら判りますけど、市街地だと平地なので、他の土地まで入っちゃっているような気がするのですが。

[事務局] 温室の絵がありますが、温室自体は既に取り壊しをされています。

[D 委員] 温室も生産緑地の範囲ですよ。多少のズレはあったとして。

[事務局] 公図の形状と地図の形状ですかね。

[D 委員] 多少のズレは仕方ないかと思いますが、あまりにもズレが大きいというか、形態が違うような気がして。

[事務局] 次回以降、注意します。

[C 委員] ここの地帯は丘陵地帯と言いましょか、この伊勢原中学校の反対側の所で、西部用水が通っていたり、段々と言いましょか。

[B 委員] これ、傾斜地になっているんですよ。ガケだから、絵にすると、こういう形になっちゃう。現地は、全部、平らではないんです。この家の区域の所は、傾斜地なんです。

[D 委員] 判りました。念のために、お伺いしました。

[議長] 他に、ございませんか。

[議長] 無いようでございますので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」こととします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について。今回、成瀬地区で1件の証明願がありました。

議案第3号の1、図面番号は7番です、あわせて事前送付させていただきました公図及び資料と、本日、追加でお配りいたしました昭和57年と平成12年の航空写真、こちらは、現地を丸で囲んでおります。また、今回の申請地を整備する前の平成16年の現地写真、申請地である337番と338番の土地の変遷の資料として登記事項・地積測量図と昭和17年当時の権利移転関係をエクセル表にしたものと後ろに各時期毎の所有形態を公図で明示したものをご覧ください。最初は各地番毎の所有形態、その後交換分合で現在の所有形態に近づいたものを付けさせていただいております。申請地

は、下糟屋字道灌塚の2筆、面積は576㎡になります。場所は、渋田川沿いの太田道灌公霊地の一部です。申請地に係る土地の変遷につきましては、A4横でそれぞれの経緯を記載しておりますが、詳細につきましては、土地台帳から現在の登記事項証明までを添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、338番につきましては、一時期、昭和17年ですが●●寺が所有しておりましたが、戦後の自作農創設特別措置法、その後の昭和30年代の土地改良に伴う交換分合により、概ね、現在の所有形態となっておりまして。今回、申請地の隣接323番ですが、登記簿上は官有地として太田道灌公の墓地として、昭和43年11月30日に墓前祭が始まり、翌年2月には宗教法人●●寺より下糟屋●●寺境外墓地についての申請書が、今回の非農地証明の出願人である方のお爺さんで、当時、●●寺の代表役員をやっていた方から提出され、「太田道灌公の墓」として伊勢原町指定史跡になりました。以降、道灌まつりの際に墓前祭を行うための敷地が必要になり、太田道灌公の墓地である323番の両側にある、今回の申請地を利用してきました。当該地は水はけが悪く、多少の雨でも敷地内全体が水浸しになってしまい、過去に周辺の桜が何本も枯れてしまうことがあったそうです。平成16年当時の写真で、水が貯まっている写真がございます。そこで、地元と●●寺と市が協議を行い、排水整備を含め、誰もが利用できる多目的広場や休憩所として整備することとなりました。市としても、市内に散在する歴史遺跡、文化財、伝承などの歴史文化資源の保全と整備を行い、花、木、景観などを含めた本市の特徴有る資源を回遊する散策路を設定するため、拠点となるべき資源である下糟屋太田道灌公墓所周辺整備を平成16年度～平成18年度に行われました。整備の内容といたしまして、323番地及び申請地において、砂敷き、植栽、ベンチ等が設置されました。申請地の課税状況は、昔のものは証明は取れませんが、少なくとも昭和60年以前から申請地につきましては、墓地として課税されております。航空写真といたしましては、昭和57年、市が整備する前の平成12年をご覧いただきますと農地性は無く、一体として利用されている状態です。整備後の平成19年の航空写真では現在と変わらぬ状況が確認できます。市が整備する前は、本日、お配りしました写真を御確認いただきますと、一体として既に農地ではなく、お墓の一部と言いましょいか、ベンチ等もあり利用されております。申請理由は、相続により申請人が相続しましたが、長年公霊地として●●寺が維持管理しており、今後も農地として使用していくことは困難であるため、●●寺の方へ寄付を考えていたのですが、課税地目は墓地ですが登記地目が畑のため●●寺に寄付することができません。そのため、登記地目を畑から境内地なりに変更し、地目の変更後は、●●寺へ所有権移転をするため今回申請をされました。本来であれば、市が周辺整備をした段階で農地であることを認識していれば、その時点での処理が行わなければいけなかったわけですが、それが行われずに今日に至ってしまった状況です。申し訳ございませんでした。申請地の立地基準は、市役所から500m以内に立地しており、市街化が見込まれる区域内にあるため「積極的2種農地」に該当します。申請地については、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 5月20日に委員さん4人と事務局とで見てまいりました。太田道灌公の関係もございまして、仕方がないのかなと思っております。違反転用であれば農地に戻さなければならないわけですが、いろいろ事情もありますので、皆様のご判断をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[D 委員] 同じ地元の委員として、確認をさせていただきたいと思います。現地調査、議案をいただいた後に、事務局の方に確認事項をお話しさせていただいて、説明いただいたとおり、十分内容的には理解をさせていただきました。ただ残念なのは、今、E委員からもお話があったように、ここに出されている資料関係だと、昨年から検討している非農地証明について、ようやく3月にまとまったので、それに照らして見ていくと、つじつまが合わなくなっちゃったんです。議案書の理由書を見ていただくと、昭和44年当時からこのようだったと、昔からそうだったと理解できるんです。ところが、付けてある市が施工した図面が平成17年当時に工事しましたということをつけてしまうと、経過としては判るのですが、そうすると市が違反行為しちゃったのって、屁理屈をこねるとね。そういう形になっちゃうんですよ。せつかく、この方がやむを得ない事情で非農地証明を出されても、補足説明の中では「それじゃあ仕方ないかな」となるんですけども。議案として、私なんか議案書でしか判りませんから。E委員も話しましたが、市が工事をしちゃって、分筆もしないで農地を勝手に整備しちゃってということだと、市自らが農地法違反をしてしまったとになりかねないデータだったので、調べていただいて説明をいただいたわけです。それに沿った資料を付けていただかないと、良いか悪いかを総会で論議するんですけどね、いただいたデータでしか判らないわけですよ。ただ、図面を付けちゃったのではなくて、追加でいただいた航空写真、平成12年、その前が昭和57年、これを付けて工事やる前から墓地だったということが明らかになれば、それで話はいいんですよ。ところが、平成19年の航空写真とか付けてくるから。平成19年の頃は整備も終わり墓地だったんでしょうけど、市が整備した段階で農地だということが判ったと思うんですよ。これから、ただ付ければいいということではなく、これだけの追加資料をもって説明があったとおり、十分に内容的には非農地証明としてやむを得ないという結論になります。お願いですけど、第三者が見ても明らかに仕方がないという話になるようなことにね。よろしくお願ひします。

[議長] 他に、何かございますでしょうか。

[A 委員] 今、非農地証明の話が出て、ちょっと疑問に思ったのが、この所有者の変遷ですが、申請者は、最後のIさんが出された、Iさんが市に寄付するんですか。

[事務局] 申請人は、337番1と338番1を所有しているOさんです。Iさんは収容移転でTさんから農地を買われました。337番と338番の変遷の一覧表の後ろに公図写に加筆したものをご覧いただけますでしょうか。戦後の自作農創設特別措置法の段階で、337番をTさんが所有していて、338番をOさんが所有していました。次に、昭和30年代の土地改良による交換分合が行われまして、337番1と338番1である上段の土地がOさん、337番2と338番2である下段の土地がTさん。最後の図面ですが、上段がOさん、下段が収容移転でIさんが農地を買われた形になります。今回の申請人は、上段のOさんからの申請になります。

[A 委員] 今回の申請地は、337番1と338番1。323は、お墓だったんだ。

[事務局] 323番の登記では、「官有地」です。それを、市が整備した際に合わせて周囲を整備されたわけです。

[A 委員] 判りました。

[議長] 他に、何かございますか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、

「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号について、説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要となりますので、ご審議をお願いいたします。

今回、農地の所有者等から、利用権の設定に関する意向の申出が、高部屋地区で1件、2筆、1,936㎡ありました。これは、新たに利用権の設定を希望するもので、その利用権の種類は、賃借権です。利用権の設定を受ける者は、本市の認定農業者で、既に隣接地を借り受けて果菜類等を栽培しており、規模拡大を行うものです。本申出については、伊勢原市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合すると考えます。なお、決定をいただいた本集積計画は、伊勢原市長による決定後、5月29日に公告される予定です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。

[議 長] 議案第4号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の1については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第27回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、6月26日、金曜日となります。会場につきましては、議案書送付の際に御案内をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【 11時20分 終了 】

令和2年5月27日